

平成28年3月10日

株 主 各 位

東京都港区芝二丁目7番17号

ラオックス株式会社

代表取締役社長 羅 怡 文

第40期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木）午後6時00分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年3月25日（金）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区新橋6-17-21 住友不動産御成門駅前ビル1F
ベルサール御成門駅前
*開催場所が前回とは異なりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照いただき、お間違のないようご注意願います。
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第40期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 株式併合、単元株式数の変更の件
 - 第2号議案 定款の一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

お 願 い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お 知 ら せ 本招集ご通知発送後、株主総会の会日の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.laox.co.jp>)において、掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 経営環境の概況

当社主要事業に係る訪日外国人観光客の動向に関しまして、これまでの政府の訪日旅行プロモーションや航空路線の拡大、クルーズ船の大幅な寄港数増加、査証緩和の効果、消費税免税制度の拡充による訪日ショッピング人気等の需要の拡大により、2015年の訪日外国人観光客数は1,973万人（前年比47.1%増）となりました。当社主要顧客である中国人訪日客数は、個人旅行、団体旅行とともに前年を大幅に上回り499万人（前年比107.3%増）と過去最高を記録しております。

このような状況の中、当社グループは中国・アジアを始めとした世界のマーケットに対して、高品質で信頼できる商品と世界に誇る日本のおもてなしによる、ジャパンプレミアムの体現に力を入れております。

「国内店舗事業」においては、新たな発見や感動と出会う「日本大満足」をコンセプトに、伝統工芸品や化粧品、健康食品など、多様なニーズに対応した商品を取り揃えた「MDのプレミアム」、国際色豊かなお客様に対し、日本が誇るおもてなしの心を表現した魅力的な「店舗のプレミアム」、グローバル対応のおもてなしによる「人材のプレミアム」づくりを進めております。

当連結会計年度におきましては、MDのプレミアムであるメイドインジャパンの魅力的な商品構成の拡充としてアパレル事業へ本格参入いたしました。具体的にはメイドインジャパン製品の企画開発のため株式会社オンワードホールディングスとの合弁会社を設立し、ファッション感度の高い婦人靴を製造販売している株式会社モード・エ・ジャコモを子会社化いたしました。今後、日本の優れたモノ創り技術や洗練された生活文化を反映したジャパングオリティの生活文化製品を、アジア諸国をはじめとする世界のお客様へご提供していきます。

店舗のプレミアムとして、2月に「イオンモール成田店」、3月に「大丸心齋橋店」、4月に「長崎港松ヶ枝ターミナル店」「タワーシティ長崎店」、5月に「函館赤レンガ店」「小樽運河店」、6月に「新宿本店」、9月に「大丸神戸店」「日光東照宮店」「心齋橋筋店」「大丸京都店」「銀座EXITMELSA」「旭川駅前通り店」「マリノアシティ福岡店」、10月に「大丸福岡天神店」「羽田国際空港店」、12月に「京都祇園店」を出店し計33店舗となりました。引き続き総合免税店のリーディングカンパニーとして国内50店舗体制へ向けた日本最大級の店舗ネットワーク構築を進めてまいります。

人材のプレミアムとして、地区本部制を導入し中堅幹部育成を進めると同時に、社内の教育研修機関であるラオックス大学と一体になり、おもてなし意識の向上、多言語対応などお客様満足度の向上に努めております。

「中国出店事業」においては、親会社の蘇寧雲商集団股份有限公司との強固な連携関係を背景に、収益構造の見直しと店舗運営の効率化、及び抜本的な対策に取り組んでおります。

「貿易仲介事業」においては、収益力向上にむけて日本の優れた商品を中国市場へ投入すべく中国の子会社と連携し、ベビー用品などを中心に輸出事業に積極的に取り組み、また、中国越境E Cサイトへの出店として当社のグループ会社である蘇寧易購電子有限公司、及び阿里巴巴集団が運営する天猫国際へ本格参入いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は926億93百万円（前年同期は501億96百万円、84.6%増）、営業利益は85億86百万円（前年同期は17億36百万円、394.5%増）、経常利益は86億37百万円（前年同期は17億78百万円、385.6%増）、当期純利益は80億79百万円（前年同期は12億42百万円、550.1%増）となり、大幅な増収増益となりました。引き続き中国・アジアを始めとした世界のマーケットに対して、ジャパンプレミアムを体現していくラオックスのビジネスモデルをより成長させ、時代をリードできるグローバル企業となることに取り組んでまいります。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

（イ）国内店舗事業

当事業部門におきましては、主要顧客である中国人観光客が大幅に増加するとともに、上期には春節やお花見来店誘致施策、クルーズ船受け入れ体制強化施策を、下期には株式会社NTTドコモとのモバイルネットワーク施策、UnionPay（銀聯）との共同キャンペーン施策により、当連結会計年度の売上高は837億82百万円（前年同期は345億81百万円、142.3%増）、営業利益は110億81百万円（前年同期は40億7百万円、176.5%増）と前年同期に比べ大幅な増収増益となりました。

（ロ）中国出店事業

当事業部門におきましては、不採算店の閉店及び店舗運営の効率化により経費削減の効果はみられたものの、中国個人消費者の購買活動の変化の影響を受け、当連結会計年度の売上高は68億97百万円（前年同期は112億12百万円、38.5%減）、営業損失は4億7百万円（前年同期は10億53百万円の損失）となりました。

（ハ）貿易仲介事業

当事業部門におきましては、輸出版売事業の構造改革として、戦略的販売網整備と海外物流体制の再構築を優先して実施し、また越境E Cへの本格参入として国内物流網との直送体制の整備等の先行投資がかさんだ結果、当連結会計年度の売上高は15億0百万円（前年同期は38億36百万円、60.9%減）、営業損失は2億37百万円（前年同期は2億30百万円の損失）となりました。

（ニ）その他事業

当事業部門におきましては、当連結会計年度の売上高は6億0百万円（前年同期は6億19百万円、3.0%減）営業損失は21百万円（前年同期は38百万円の損失）となりました。

②次期の見通し

中国を初めとしたアジア新興国の経済成長率は大幅な減速傾向が見られますが、中長期的な成長トレンドは持続しその消費購買力も徐々に拡大していくものと思われます。また国際政治問題の不安要素、原油価格の暴落、ドル高の進行と先行きの不透明感が高いものの、訪日観光客は年々増加する傾向にあり、2015年では45年ぶりに訪日外国人数と出国日本人数が逆転しました。この傾向は2016年以降も続くと思われま

す。このような状況ですが、当社グループは平成27年2月12日に公表した「中期経営計画」の方針に変更はありません。日本最大規模の総合免税店として、ラオックスブランドの再構築を戦略的に進め、中国・アジアを中心としたグローバルマーケットにジャパンプレミアムを届けていきます。

次期の施策として主要3事業のそれぞれの特徴をより伸ばすことにより、事業規模の拡大と収益力向上を図ってまいります。「国内店舗事業」は、MD強化としてプライベート商品の拡充やアパレル強化を積極的に行い、営業施策としては個人旅行者への販売促進露出を拡大していきます。店舗ネットワーク構築については、大型複合施設への出店をとおして出店形態の多様化を図ると同時に、中期経営計画を1年前倒しで2016年に国内50店舗体制を構築していきます。「中国出店事業」は、環境変化に対応できる収益構造の見直しとして抜本的な対策を実施いたします。「貿易仲介事業」は、グローバル展開の一環として台湾進出を加速し、また越境ECサイト販売の収益力強化を図り事業の拡大を行ってまいります。

中期経営計画の2年目である2016年は、日本の総合免税店のリーディングカンパニーとして進化と成長を図り、連結及び単体ベースでの更なる増収増益に取り組んでいきます。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、ジャパンプレミアムを世界に届けることを最重要課題としております。

不透明感が高い経済情勢にかかわらず、訪日外国人観光客の増加が見込まれる中、異業種やグローバル免税店の参入、既存小売店の免税ビジネス強化によりインバウンド業界の競争も激化してきております。その中で、日本における総合免税ネットワークの先駆者としてのポジションを維持強化するため、商品とサービスを拡充し「国内店舗事業」を大きく発展させていきます。また「貿易仲介事業」を収益事業として確立し、「中国出店事業」の抜本的な対策に取り組んでまいります。引き続き事業の拡大スピードに応じた内部統制の整備、管理体制の強化を行い、業務オペレーションの効率化、人財の採用・育成を推進し、課題解決に取り組んでまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得額）の総額は22億60百万円であります。

その主な内訳は、国内店舗事業における新規出店、既存店の改装などによるものです。

(4) 資金調達の状況

- ① 平成27年3月24日に公募増資により100,000,000株の新株式を発行し、255億36百万円の資金調達を行いました。
- ② 平成27年4月22日に第三者割当により15,000,000株の新株式を発行し、38億30百万円の資金調達を行いました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 平成24年12月期	第 38 期 平成25年12月期	第 39 期 平成26年12月期	第 40 期 (当連結会計年度) 平成27年12月期
売 上 高(百万円)	22,948	33,150	50,196	92,693
経 常 利 益(百万円)	△1,389	△1,656	1,778	8,637
当 期 純 利 益(百万円)	△1,356	△3,245	1,242	8,079
1株当たり当期純利益(円・銭)	△2.49	△5.96	2.28	12.78
総 資 産(百万円)	16,869	15,299	18,959	58,108
純 資 産(百万円)	12,150	9,180	10,279	47,907

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 平成24年12月期	第 38 期 平成25年12月期	第 39 期 平成26年12月期	第 40 期 (当事業年度) 平成27年12月期
売 上 高(百万円)	14,297	17,588	38,827	83,510
経 常 利 益(百万円)	△323	△295	2,870	9,111
当 期 純 利 益(百万円)	△1,136	△1,712	1,488	8,196
1株当たり当期純利益(円・銭)	△2.09	△3.14	2.73	12.97
総 資 産(百万円)	14,195	12,875	16,395	55,023
純 資 産(百万円)	11,975	10,264	11,751	49,440

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社の親会社であるGRANDA MAGIC LIMITEDは、当社の株式277,838,263株（持株比率42.11%（自己株式を除く））を保有しております。

また、GRANDA MAGIC LIMITEDは、香港蘇寧電器有限公司の100%子会社であり、蘇寧雲商集团股份有限公司の100%孫会社にあたることから、蘇寧雲商集团股份有限公司は当社の株式を間接的に保有しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
神田無線電機株式会社	東京都港区	90	100.0	物品販売事業、不動産賃貸業 リサイクル商品販売業
青葉ライフファミリー株式会社	東京都港区	10	100.0	保険代理業
株式会社モード・エ・ジャコモ	東京都港区	30	100.0	物品販売事業
楽購思（上海）商貿有限公司	中華人民 共和国	500	100.0	物品販売事業、貿易事業
楽購仕（南京）商品採購有限公司	中華人民 共和国	400	100.0	物品販売事業、仕入事業
楽購仕（南京）商貿有限公司	中華人民 共和国	387	100.0	物品販売事業
楽購仕（上海）商貿有限公司	中華人民 共和国	652	100.0	物品販売事業
楽購仕（北京）商貿有限公司	中華人民 共和国	391	100.0	物品販売事業
楽購仕（天津）商貿有限公司	中華人民 共和国	233	100.0	物品販売事業
楽購仕（廈門）商貿有限公司	中華人民 共和国	289	100.0	物品販売事業

(7) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは、「国内店舗事業」「中国出店事業」「貿易仲介事業」を主要3事業と位置づけ取り組んでおります。

「国内店舗事業」とは、海外からの旅行者に向けての免税品販売と家庭用電気製品、時計、ホビー関連商品、楽器等を扱う国内向け物品販売を行っている事業です。

「中国出店事業」とは、中国において蘇寧雲商集团股份有限公司との強固な連携関係を背景に、日本式総合家電量販店の運営を行うものです。

「貿易仲介事業」とは、中国における蘇寧雲商集团股份有限公司の知名度と信用力を活かして、中国で安価で高品質の製品を製造し、日本国内市場で販売する事業とともに、中国に進出したい日本企業、またメイドインジャパンの優れたデザインで高品質の商品を越境EC等を通して中国へ紹介する事業であります。

「その他事業」として、不動産の賃貸業及び中古ゴルフ商品販売業等を行っております。

(8) 主要な事業所（平成27年12月31日現在）

- ① 当社事務所 東京都港区
② 店舗

区 分	直 営 店	子会社・関連会社店	合 計
東 京 都	8 店	17 店	25 店
北 海 道	5	2	7
宮 城 県	—	2	2
千 葉 県	1	5	6
神 奈 川 県	—	5	5
埼 玉 県	—	2	2
栃 木 県	1	1	2
大 阪 府	6	8	14
京 都 府	2	2	4
兵 庫 県	1	2	3
愛 知 県	—	6	6
静 岡 県	—	1	1
岡 山 県	1	—	1
石 川 県	—	2	2
広 島 県	—	2	2
愛 媛 県	—	1	1
岐 阜 県	—	1	1
福 岡 県	3	4	7
長 崎 県	3	—	3
大 分 県	—	1	1
熊 本 県	—	1	1
沖 縄 県	2	—	2
中 華 人 民 共 和 国	—	3	3
計	33	68	101

(9) 従業員の状況 (平成27年12月31日現在)

① 当社連結グループ従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	増減(名)
国内店舗事業	773(791)	605(453)
中国出店事業	104(161)	△27(161)
貿易仲介事業	16(7)	△1(2)
その他事業	7(6)	6(3)
全社(共通)	96(12)	△9(△10)
合計	996(977)	574(609)

(注) 1. 従業員数は、当社連結グループから当社連結グループ外への出向者を除き、当社連結グループ外から当社連結グループへの出向者を含む就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、パートタイマー等の臨時従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)
646(737)	355(369)

(注) 従業員数欄の(外書)は、パートタイマー等の臨時従業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (平成27年12月31日現在)

① 当社の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

② 当社グループの主要な借入先の状況

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 970,000,000株
- (2) 発行済株式数 659,864,697株（自己株式の数 4,016,336株を除く。）
- (3) 単元株式数 1,000株
- (4) 株主総数 29,299名（自己株式分1名を除く。）
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
G R A N D A M A G I C L I M I T E D	277,838 千株	42.11 %
日 本 観 光 免 税 株 式 会 社	54,897	8.32
G R A N D A G A L A X Y L I M I T E D	48,908	7.41
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	11,407	1.73
野 村 證 券 株 式 会 社	11,055	1.68
UBS AG LONDON A/C IPB SE GREGATED CLIENT ACCOUNT	8,683	1.32
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE	7,107	1.08
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	6,278	0.95
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT	6,036	0.91
中 文 産 業 株 式 会 社	5,429	0.82

- (注) 1. GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧雲商集團股份有限公司が出資している会社であります。
 2. 持株比率は自己株式4,016,336株を控除して計算しています。
 3. 持株数は、千株未満を切捨てて表記しております。

3. 会社の新株予約権等の状況（平成27年12月31日現在）

平成27年6月8日開催の取締役会決議による新株予約権（第4回新株予約権）

(1) 新株予約権の払込金額

1個につき1,900円

(2) 新株予約権の行使金額

1株につき373円

(3) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、平成27年12月期乃至平成29年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益が、当社が中期経営計画に掲げる業績目標に準じて設定された以下に掲げる条件を達成した場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(i) 平成27年12月期の営業利益が4,550百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

(ii) 平成28年12月期の営業利益が7,000百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

(iii) 平成29年12月期の営業利益が12,000百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1

ただし、平成27年12月期の第3四半期及び第4四半期の営業利益が1,000百万円を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の行使期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(5) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	15,230個	普通株式 15,230,000株	6名
社外取締役	30個	普通株式 30,000株	1名
監査役	135個	普通株式 135,000株	4名

(6) 当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社従業員	2,900個	普通株式 2,900,000株	211名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

① 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	羅 怡 文	社長執行役員
取 締 役	矢 野 輝 治	執行役員 国内事業本部本部長 兼神田無線電機株式会社代表取締役社長
取 締 役	蔣 勇	蘇寧雲商集团股份有限公司営業本部副総裁
取 締 役	ト 揚	蘇寧雲商集团股份有限公司運営本部執行副総裁
取 締 役	王 哲	蘇寧雲商集团股份有限公司営業本部副総裁
取 締 役	韓 楓	蘇寧雲商集团股份有限公司董事会秘書オフィス証券事務代表
取 締 役	早 瀬 恵 三	マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	芝 正 二	
監 査 役	西 澤 民 夫	日本エスアンドティー株式会社代表取締役
監 査 役	上 村 明	上村総合法律事務所代表 K P トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社 代表取締役
監 査 役	華 志 松	蘇寧雲商集团股份有限公司財務管理本部財務企画センター 総監

- (注) 1. 取締役 早瀬恵三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 西澤民夫、上村明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 芝正二氏は、長年にわたり上場企業の財務経理部門責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 西澤民夫氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

② 執行役員

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※ 社長 執行役員	羅 怡 文	代表取締役社長
※ 執 行 役 員	矢 野 輝 治	国内事業担当 国内事業本部本部長
執 行 役 員	洪 東	社長室室長
執 行 役 員	富士谷 典彦	管理担当 管理本部本部長兼財務経理部部長
執 行 役 員	傅 祿永	海外事業担当 海外事業本部本部長兼中国営業本部本部長

- (注) 1. 当社は、社会・経済情勢の変化に機動的に対応し、より迅速な意思決定と業務執行を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。
 2. ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第29条（取締役の責任免除）第2項、及び第37条（監査役の責任免除）第2項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その責任限度額は、法令が限定する額としています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりであります。

区 分	支 給 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	68百万円 (1百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	12百万円 (3百万円)
計 (うち社外役員)	11名 (3名)	81百万円 (5百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第15回定時株主総会決議により、年額250,000千円と定められております。
 2. 監査役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第12回定時株主総会決議により、年額30,000千円と定められております。
 3. 上記の支給額には以下のものが含まれております。
 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額12百万円
 (取締役7名に対し11百万円、監査役4名に対し0百万円)

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	早 瀬 恵 三	当期開催の取締役会20回のうち18回出席。経営管理面での手法指導、中国出店事業に関するマネジメント手法について提案。
監 査 役	西 澤 民 夫	当期開催の取締役会20回のうち13回出席、また監査役会11回のうち9回出席。事業育成等に関する豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べる。
監 査 役	上 村 明	当期開催の取締役会20回のうち19回出席、また監査役会11回のうち11回出席。弁護士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べる。

② 社外取締役・社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

早瀬恵三氏は、マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社代表取締役を兼任しております。なおマイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社は当社との間に取引関係はありません。

西澤民夫氏は、日本エスアンドティー株式会社代表取締役を兼任しております。なお日本エスアンドティー株式会社は当社との間に取引関係はありません。

上村明氏は上村総合法律事務所代表及びK P トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社代表取締役を兼務しております。なお、K P トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社との間に取引関係がありますが、その影響は軽微です。上村総合法律事務所は当社との間に取引関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清和監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 30百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項以外の業務である新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による新株予約権発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に判断し、監査の適正及び信頼性が確保できないと認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項は特にありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制を有効に機能させるための機関として、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する体制の整備、モニタリング、見直し等を行います。
- ② 当社グループ内における職務執行の指針として、コンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン、重要事実等の公表・内部者取引防止規程等を定めるとともに、内部監査室を設置し、内部監査規程に沿って各部署における職務執行が法令・定款に適合しているかどうかの内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図ります。
- ③ 社内規程・社会規範に反する行動の抑止力として、コンプライアンス委員会の下部組織として賞罰委員会を設置し、倫理観の向上を図ります。
- ④ 社内教育研修機関「ラオックス大学」の研修カリキュラムの一環として、内部統制・コンプライアンス研修を実施します。
- ⑤ コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程、内部通報規程に基づき、通報先・相談窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を設置します。
- ⑥ 当社グループは、特定株主からの利益供与要求や市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、全社を挙げて毅然とした態度で対応し、一切の関係遮断に取り組みます。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループ中期経営計画を策定し、中期経営計画に沿って各部門間の予算・人員の配分を行い、計画目標達成のための諸施策を実行します。
- ② 定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び業務遂行状況の監督等を行います。
- ③ 執行役員を選任し、代表取締役及び業務執行取締役が行う職務の執行を補佐します。
- ④ 執行役員会を月に2回開催し、常務的事項の意思決定や、取締役会上程議案の審議・決定等を行います。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、執行役員会等の重要な会議に関する議事録や、代表取締役・業務執行取締役・執行役員その他の職務執行に係る情報については、法令ならびに文書管理規程・情報管理規程その他諸規程に基づいて、適切に保存及び管理を行います。

(4) 損失の危険の管理に対する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に則って、リスクの早期発見・通報、緊急事態対策本部の設置、損失の危険への対応、対応策の有効性評価にまで至るリスクマネジメント体制を確立します。
- ② 内部監査室は、社内におけるリスク管理の状況を監査し、重要な不備については、代表取締役に都度報告します。
- ③ 内部通報規程に基づいた「企業倫理ヘルプライン」を通じて、リスクの早期発見に努めます。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社管理部門を設置し、子会社の営業・財務状況等を日々確認しているほか、取締役会、執行役員会において子会社の業務執行についての報告を受けています。
- ② 子会社もコンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン、重要事実等の公表・内部者取引防止規程等の対象に含めて、その順守を指導しています。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に則って、定期的に子会社の内部監査を実施します。
- ④ 当社の監査役は、必要に応じて子会社の業務の適正性について、子会社に対して報告を求め、調査を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務補助の使用人を求めた場合は、その求めに応じこれを設置するものとします。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指揮命令に従いその職務を行うものとし、当該使用人の人事考課は監査役が行うこととします。また、人事異動・処遇については監査役と取締役が協議して決定することとします。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び監査役による監査の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会・執行役員会を始めとする重要会議に出席し、取締役・使用人などからの報告を聴取します。また重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関して、不正の行為または法令や定款に違反する事実の有無を含めて、業務状況を調査します。
- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人等が、コンプライアンス違反の事実を発見した場合は、直接監査役に報告するほか、「企業倫理ヘルプライン」を経由して、監査役ならびにコンプライアンス委員会に報告することが出来ることとします。
- ③ 当社は、当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をしたことを理由として、その者たちに不利益な取り扱いをすることを禁止します。
- ④ 監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制整備のため、定期的に代表取締役と会合を持ち、情報・意見交換等を行います。
- ⑤ 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図るとともに、財務・総務・法務等の部門に対して、必要に応じて協力を求めることとします。
- ⑥ 当社は、監査役から、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払います。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 法令及び定款の遵守（コンプライアンス）に対する取組みの状況

- ① コンプライアンス委員会を開催し、重点確認事項に関し、主管部署から報告を受けました。また、諸規程の改定を行い、常に社内でご覧できる状態にしております。
- ② 社内教育研修機関「ラオックス大学」において内部統制とコンプライアンスに関する研修を行いました。また、内部通報窓口としての「企業倫理ヘルプライン（社内・社外）」の設置について再度社内周知を行い、内部通報体制の強化を図りました。
- ③ 取引先については「反社会的勢力排除規程」・「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき新規取引先はもちろん、既存の取引先に関しても厳正なチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしています。
- ④ 「関連当事者取引に関する規程」に基づき役員等に不適正な関連当事者取引が無いことを確認しました。

(2) 取締役の職務執行の効率性確保に対する取組みの状況

定時取締役会を12回、臨時取締役会を8回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員をおき、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

(3) 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に対する取組みの状況

取締役会議事録、執行役員会議事録、稟議書等は規程に基づき、保存期間・所管部署を定めて適切に管理しています。

(4) 損失の危機の管理に対する取組みの状況

財務報告の信頼性確保のため、内部監査計画に基づき内部監査室が内部統制評価を実施いたしました。内部統制評価については、会計監査人の監査を受けております。また、子会社も含めて60回の内部監査を行い、当社グループ全体の業務の実施状況およびコンプライアンスの遵守状況の監査を行いました。

(5) 企業集団における業務の適正の確保に対する取組みの状況

- ① 執行役員会（旧E C会）を26回開催し、中期経営計画及び目標経営指標を当社グループ全体で共有するとともに、子会社各社より重要な職務執行の報告を受け、その確認を行いました。
- ② 子会社に関しては、内部統制に関する規程の作成や運用評価の仕組みの構築、内部通報制度の導入による外部通報先の一元化を行うなど、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図っています。

(6) 監査役監査の実効性を確保するための体制に対する取組みの状況

- ① 監査役会を11回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、代表取締役と定期的に会合を設け、意見及び情報交換を行い、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。また、監査役は取締役会及び執行役員会等に出席し、取締役及び使用人等から当社グループ各社に関する必要な情報を得るほか、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。
- ② 監査役の職務を補助する組織として内部監査室に委嘱し、監査役会の指揮に基づき監査役会の事務局の運営にあたらせています。また、内部監査室の人事等は、監査役の意見を尊重した上で決定しています。
- ③ 監査役は、定期的に内部監査室と会合を持ち、内部監査報告書等の提出を受けています。また、四半期ごとに会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに意見交換を実施しました。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当による株主の皆様への利益還元を最重要施策の一つであると強く認識しております。

当社の剰余金配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、かつ、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会決議により基準日を定めず配当することができる旨を定款に定めております。しかしながら、当社は、過去13期連続の営業損失から黒字転換した2期目であり、内部留保資金については十分といえない状態です。よって当期につきましては財務体質の強化と設備投資及び新規事業への投資に充当し早期に株主様への安定的な利益還元をできるよう、企業体質の強化に取り組んでまいります。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	29,882	流動負債	8,553
現金及び預金	7,794	支払手形及び買掛金	5,345
受取手形及び売掛金	3,363	1年内返済予定の長期借入金	69
商品及び製品	14,758	未払金	1,078
仕掛品	45	未払費用	608
原材料及び貯蔵品	61	リース債務	24
未収入金	1,896	未払法人税等	829
前渡金	1,215	賞与引当金	195
前払費用	432	役員賞与引当金	18
1年内回収予定の差入保証金	69	ポイント引当金	9
その他	342	製品補償損失引当金	21
貸倒引当金	△97	厚生年金基金脱退損失引当金	100
固定資産	28,110	資産除去債務	8
有形固定資産	3,545	その他	243
建物及び構築物	2,115	固定負債	1,647
機械装置及び運搬具	95	長期借入金	370
器具備品	896	長期預り保証金	369
土地	111	リース債務	21
リース資産	25	退職給付に係る負債	391
建設仮勘定	299	役員退職慰労引当金	23
無形固定資産	227	訴訟損失引当金	2
ソフトウェア	147	資産除去債務	266
リース資産	19	繰延税金負債	45
ソフトウェア仮勘定	56	その他	156
その他	4	負債合計	10,201
投資その他の資産	24,337	純資産の部	
投資有価証券	81	株主資本	47,431
関係会社株式	204	資本金	22,633
長期性定期預金	19,000	資本剰余金	18,920
繰延税金資産	284	利益剰余金	6,298
長期貸付金	121	自己株式	△421
敷金及び保証金	4,804	その他の包括利益累計額	371
その他	305	その他有価証券評価差額金	6
貸倒引当金	△464	為替換算調整勘定	365
繰延資産	115	新株予約権	104
株式交付費	115	純資産合計	47,907
資産合計	58,108	負債純資産合計	58,108

連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

科 目	金 額	百万円
売 上		92,693
売 上 原 価		60,368
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		32,325
営 業 外 収 益		23,739
営 業 外 収 益		8,586
受 取 替 利 息	95	
為 替 差 益	26	
そ の 他 利 益	72	194
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
売 上 割 引	2	
株 式 交 付 費 償 却	44	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	70	
そ の 他 損 失	18	143
経 常 利 益		8,637
特 別 利 益		
減 損 損 失 戻 入 益	204	
負 の の れ ん 発 生 益	138	342
特 別 損 失		
減 損 損 失	130	
厚生年金基金脱退損失引当金繰入額	100	
店 舗 整 理 損 失	61	291
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,688
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		691
法 人 税 等 調 整 額		△82
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		8,079
当 期 純 利 益		8,079

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年1月1日残高(百万円)	7,950	7,268	△4,826	△426	9,966
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	14,683	14,683			29,367
欠 損 填 補		△3,045	3,045		-
当 期 純 利 益			8,079		8,079
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		13		5	19
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	14,683	11,651	11,124	5	37,464
平成27年12月31日残高(百万円)	22,633	18,920	6,298	△421	47,431

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成27年1月1日残高(百万円)	4	307	312	-	10,279
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行					29,367
欠 損 填 補					-
当 期 純 利 益					8,079
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					19
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1	57	59	104	163
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	1	57	59	104	37,628
平成27年12月31日残高(百万円)	6	365	371	104	47,907

連 結 注 記 表

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結の範囲に含めております。

当該子会社は、神田無線電機株式会社、青葉ライフファミリー株式会社、株式会社モード・エ・ジャコモ、楽購思（上海）商貿有限公司、楽購仕（南京）商品採購有限公司、楽購仕（南京）商貿有限公司、楽購仕（上海）商貿有限公司、楽購仕（北京）商貿有限公司、楽購仕（天津）商貿有限公司、楽購仕（廈門）商貿有限公司の10社であります。

※当連結会計年度より、株式会社モード・エ・ジャコモの株式を100%取得し子会社化した結果、株式会社モード・エ・ジャコモを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 該当ありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な関連会社 株式会社オンワード・ジェイ・ブリッジ

持分法を適用していない関連会社2社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商品及び製品 先入先出法に基づく原価法

ただし、書籍及びAVソフト等の一部については売価還元法に基づく原価法

仕掛品 個別法による原価法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備）2～39年、その他2～15年

- ② 無形固定資産
 - 定額法によっております。
 - なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 長期前払費用（投資その他の資産「その他」を含む。）
 - 店舗を賃借するために支出する権利金等は当該賃貸借期間により期限内均等償却の方法によっており、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ④ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
 - 株式交付費 支出時に資産計上し、3年で定額法により償却しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
 - 従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
 - ③ ポイント引当金
 - 当社は、「ラオックスメンバーズカード」の使用による将来の費用発生に備えるため、使用実績率に基づき翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対して見積額を計上しております。
 - ④ 訴訟損失引当金
 - 損害賠償等の損失に備えるため、係争中の案件に対し、事実関係や訴訟の進行状況等を考慮して、当社が負うべき損失の見込額を計上しております。
 - ⑤ 製品補償損失引当金
 - 当社が販売した製品のアフターサービス・製品補償に関する費用の支出に充てるため、必要な見積額を計上しております。
 - ⑥ 役員賞与引当金
 - 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
 - ⑦ 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑧ 厚生年金基金脱退損失引当金

厚生年金基金脱退に伴う負担支出に備えるため、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお当社は原則法により算定しており、一部の連結子会社は簡便法により算定しております。

(6) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 百万円未満の端数処理については連結計算書類の各数値をそれぞれ切捨て表示しております。

(8) 追加情報

(退職給付債務の計算方法の変更)

当社は、当連結会計年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法へ変更しております。この変更は、従業員数の増加により退職給付債務の金額に重要性が生じたためであります。

この変更に伴い、当連結会計年度末における退職給付に係る負債が31百万円増加し、同額を退職給付費用として、販売費及び一般管理に計上しております。

4. 会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更

(仕入割引処理の変更)

当社は従来、商品の仕入代金現金決済時に受取る仕入代金の減額については、営業外収益の仕入割引として処理しておりましたが、当連結会計年度より、仕入控除項目として売上原価に含めて処理する方法に変更することといたしました。

この変更は、当連結会計年度より一部の取引先について契約内容の見直し等を行ったことにより、一部の取引先の割引においては売上原価の仕入割戻との区別が実質的になくなってきており、より適正に経営成績を表示するためのものであります。

この結果、営業利益は103百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ20百万円減少しております。

なお、この変更による前連結会計年度の損益への影響及び当連結会計年度の期首までの累積的影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,214百万円
(2) 担保提供資産	
担保に供している資産	
普通預金	50百万円
定期預金	127百万円
建物	14百万円
土地	23百万円
計	214百万円
(上記に対する債務)	
一年以内返済予定の長期借入金	27百万円
長期借入金	148百万円
計	176百万円

(3) 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額	4,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	4,000百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価の切り下げ額

売上原価	73百万円
------	-------

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	548,881	115,000	—	663,881
合計	548,881	115,000	—	663,881

(注) 普通株式の増加は公募増資による増加100,000千株及び第三者割当増資による増加15,000千株であります。

(2) 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	第2回新株予約権	普通株式	257	—	257	—	—
	第3回新株予約権	普通株式	—	35,000	—	35,000	69
	第4回新株予約権	普通株式	—	18,295	—	18,295	34
合計			257	53,295	257	53,295	104

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 第2回新株予約権の目的となる株式の数の減少は、権利行使によるもの54千株及び失効によるもの203千株であります。

3 第3回新株予約権及び第4回新株予約権の目的となる株式の数の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については銀行等からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に取り先企業の財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務や未払金、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,794	7,794	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,363	3,363	—
(3) 未収入金 ※1	1,781	1,781	—
(4) 1年内回収予定の差入保証金	69	69	—
(5) 投資有価証券 ※2	14	14	—
(6) 長期性定期預金	19,000	19,243	243
(7) 支払手形及び買掛金	5,345	5,345	—
(8) 未払金	1,078	1,078	—
(9) 未払法人税等	829	829	—
(10) 長期借入金 ※3	439	435	△4

※1 未収入金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 非上場株式(連結貸借対照表計上額66百万円)は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

※3 長期借入金には流動負債における1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金、(4) 1年内回収予定の差入保証金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって評価しております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式の取引所の価格によっております。

(6) 長期性定期預金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法で評価しております。

負債

(7) 支払手形及び買掛金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって評価しております。

(10) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法で評価しております。

2. 時価を把握することが極めて困難な金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 ※1	66
関係会社株式 ※1	204
敷金及び保証金 ※2	4,804
長期預り保証金 ※3	369

※1 非上場株式及び関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※2 仕入先に対して預託している保証金、並びに賃借物件において賃貸人に預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※3 賃貸物件における賃借人から預託されている長期預り保証金は、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	7,794	—	—
受取手形及び売掛金	3,363	—	—
未収入金	1,781	—	—
1年内回収予定の差入保証金	69	—	—
長期性定期預金	—	19,000	—
合計	13,009	19,000	—

4. 社債、長期借入金その他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	69	69	87	110	103	—
合計	69	69	87	110	103	—

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、物品販売事業及び不動産賃貸事業における店舗並びに事務所の一部について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数に応じて1年～50年と見積り、割引率は0.011%～2.287%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	190百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	22百万円
時の経過による調整額	3百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1百万円
連結子会社の取得に伴う増加額	60百万円
期末残高	275百万円

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	72円44銭
(2) 1株当たり当期純利益	12円78銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(合弁会社の設立について)

当社は平成27年12月25日開催の取締役会において、中国不動産最大手「緑地控股集团有限公司」(代表：張玉良)(以下「緑地グループ」)と共同で、「千葉ポートスクエア」(千葉県中央区間屋町)(以下「千葉ポートスクエア」)を取得・運営することを主目的とした合弁会社を設立することを決議し、下記のとおり設立いたしました。

(1) 設立の目的

当社は拡大する国内インバウンド市場をリードし、多様化するインバウンド顧客のニーズをいち早く捉え、様々な取組をしております。この度当社は、緑地グループと共同で、千葉ポートスクエアを取得・運営するための合弁会社を設立し、さらなるインバウンド市場の活性化にむけた取組を強化してまいります。

今回取得する予定の千葉ポートスクエアは、日本の玄関口である成田空港から40km、首都圏からも交通の便も良い場所に位置しております。また、ホテル棟や大型の商業棟をはじめ、駐車場も完備しており、訪日の外国人需要に対応が可能です。当該施設での出店形態は現時点では検討中ではありますが、当社の強みである多言語対応によるグローバル接客でお客様に心地よくお買物いただける空間を提供し、メイドインジャパンの高品質で安心の商品を数多く取り揃え、海外のお客様に対して更なる「ラオックス」ブランドの形成を図ってまいります。

また、本プロジェクトは、緑地グループにおける日本国内不動産投資事業初の投資案件であるとともに、当社においても新規事業となり得る国内不動産事業の足がかりととらえ、緑地グループの豊富な不動産投資開発事業におけるノウハウを吸収することが期待できます。

(2) 合弁会社の概要

① 名称	緑地樂購仕投資有限公司 (GREENLAND AND LAOX INVESTMENT LIMITED)
② 所在地	中華人民共和國 香港特別行政区
③ 代表者の氏名	李 瑞忠 (LEE SIU CHUNG)
④ 事業内容	不動産投資、運営
⑤ 資本金	100万香港ドル
⑥ 設立年月日	平成28年2月19日
⑦ 事業開始日	平成28年3月(予定)
⑧ 決算期	12月31日
⑨ 当社の出資の総額	3,269百万円(予定)
⑩ 出資比率	35.0%

(自己株式の取得について)

当社は、平成28年2月18日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項及び当社定款第40条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施並びに株主への一層の利益還元を目的として、自己株式を取得するものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 2,500万株（上限とする）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.7%） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 3,000百万円（上限とする） |
| ④ 取得期間 | 平成28年2月18日～平成28年6月30日 |
| ⑤ 取得方法 | 市場買付 |

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	25,980	流動負債	4,694
現金及び預金	6,998	買掛金	2,264
売掛金	2,700	リース債務	24
商品及び製品	13,637	未払金	587
原材料及び貯蔵品	15	未払費用	547
前払費用	315	未払法人税等	811
未収入金	1,171	前受金	82
前渡金	783	賞与引当金	191
その他の金	582	役員賞与引当金	18
貸倒引当金	△223	ポイント引当金	9
固定資産	28,927	預り金	26
有形固定資産	2,954	製品補償損失引当金	21
建物	1,665	厚生年金基金脱退損失引当金	100
構築物	33	その他の	7
車両運搬具	25	固定負債	888
器具備品	816	リース債務	21
土地	88	繰延税金負債	22
リース資産	25	退職給付引当金	255
建設仮勘定	299	役員退職慰労引当金	23
無形固定資産	208	訴訟損失引当金	2
借地権	0	資産除去債務	205
商標権	3	その他の	358
ソフトウェア	129	負債合計	5,583
ソフトウェア仮勘定	56	純資産の部	
リース資産	19	株主資本	49,329
投資その他の資産	25,764	資本金	22,633
投資有価証券	81	資本剰余金	18,920
関係会社株式	1,494	資本準備金	18,906
出資金	0	その他資本剰余金	13
長期貸付金	121	利益剰余金	8,196
関係会社長期貸付金	640	その他利益剰余金	8,196
敷金及び保証金	4,575	繰越利益剰余金	8,196
長期性定期預金	19,000	自己株式	△420
その他の金	213	評価・換算差額等	6
貸倒引当金	△362	その他有価証券評価差額金	6
繰延資産	115	新株予約権	104
株式交付費	115	純資産合計	49,440
資産合計	55,023	負債純資産合計	55,023

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

科 目	金 額	百万円
売 上 高		83,510
売 上 原 価		53,205
売 上 総 利 益		30,304
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,278
営 業 外 収 益		9,026
受 取 利 息	97	
為 替 差 益	22	
そ の 他	53	173
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
売 上 割 引	2	
株 式 交 付 費 償 却	44	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	27	
そ の 他	9	88
経 常 利 益		9,111
特 別 損 失		
減 損 損 失	104	
厚生年金基金脱退損失引当金繰入額	100	
店 舗 整 理 損 失	41	245
税 引 前 当 期 純 利 益		8,865
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		666
法 人 税 等 調 整 額		2
当 期 純 利 益		8,196

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成27年1月1日残高(百万円)	7,950	5,950	1,318	7,268
事業年度中の変動額				
新株の発行	14,683	14,683		14,683
欠損填補		△1,726	△1,318	△3,045
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			13	13
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)	14,683	12,956	△1,305	11,651
平成27年12月31日残高(百万円)	22,633	18,906	13	18,920

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年1月1日残高(百万円)	△3,045	△3,045	△425	11,747
事業年度中の変動額				
新株の発行				29,367
欠損填補	3,045	3,045		-
当期純利益	8,196	8,196		8,196
自己株式の取得			△0	△0
自己株式の処分			5	19
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)	11,242	11,242	5	37,582
平成27年12月31日残高(百万円)	8,196	8,196	△420	49,329

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
平成27年1月1日残高(百万円)	4	4	-	11,751
事業年度中の変動額				
新株の発行				29,367
欠損填補				-
当期純利益				8,196
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				19
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1	1	104	105
事業年度中の変動額合計(百万円)	1	1	104	37,688
平成27年12月31日残高(百万円)	6	6	104	49,440

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

① 商 品 先入先出法に基づく原価法

ただし、書籍及びAVソフト等の一部については売価還元法に基づく原価法

② 貯 蔵 品 最終仕入原価法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備）2～39年、その他2～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

店舗を賃借するために支出する権利金等は、当該賃貸借期間により期限均等償却の方法によっており、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に資産計上し、3年で定額法により償却しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ ポイント引当金

当社は、「ラオックスメンバーズカード」の使用による将来の費用発生に備えるため、使用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対して見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑤ 訴訟損失引当金

損害賠償等の損失に備えるため、係争中の案件に対し、事実関係や訴訟の進行状況等を考慮して、当社が負うべき損失の見込額を計上しております。

⑥ 製品補償損失引当金

当社が販売した製品のアフターサービス・製品補償に関する費用の支出に充てるため、必要な見積額を計上しております。

⑦ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

⑧ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑨ 厚生年金基金脱退損失引当金

厚生年金基金脱退に伴う負担支出に備えるため、当事業年度末における合理的な見積額を計上しております。

(6) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ② 百万円未満の端数処理については計算書類の各数値をそれぞれ切捨て表示しております。

(8) 追加情報

(退職給付債務の計算方法の変更)

当社は、当事業年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法へ変更しております。この変更は、従業員数の増加により退職給付債務の金額に重要性が生じたためであります。

この変更に伴い、当事業年度末における退職給付引当金が31百万円増加し、同額を退職給付費用として、販売費及び一般管理に計上しております。

2. 会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更

(仕入割引処理の変更)

当社は従来、商品の仕入代金現金決済時に受取る仕入代金の減額については、営業外収益の仕入割引として処理しておりましたが、当事業年度より、仕入控除項目として売上原価に含めて処理する方法に変更することといたしました。

この変更は、当事業年度より一部の取引先について契約内容の見直し等を行ったことにより、一部の取引先の割引においては売上原価の仕入割戻との区別が実質的になくなってきており、より適正に経営成績を表示するためのものであります。

この結果、営業利益は103百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ20百万円減少しております。

なお、この変更による前事業年度の損益への影響及び当事業年度の期首までの累積的影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

3. 貸借対照表に関する注記（区分掲記しているものを除く）

(1) 関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	356百万円
関係会社に対する短期金銭債務	20百万円
関係会社に対する長期金銭債権	81百万円
関係会社に対する長期金銭債務	4百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,726百万円
(3) 担保提供資産	
担保に供している資産	
普通預金	50百万円
定期預金	127百万円
計	177百万円

担保に対応する債務はありません。

(4) 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額	4,000百万円
借入実行残高	1百万円
差引額	4,000百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	36百万円
仕入高	50百万円
販売費及び一般管理費	100百万円
営業取引以外の取引による取引高	4百万円

(2) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価の切下げ額

売上原価	125百万円
------	--------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4,069	1	54	4,016
合計	4,069	1	54	4,016

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

(繰延税金資産)	
繰越欠損金	7,316
貸倒引当金損金算入限度超過額	106
減損損失	400
関係会社株式評価損否認	1,543
退職給付引当金	84
賞与引当金	63
厚生年金基金脱退損失引当金	33
たな卸資産評価損	32
資産除去債務	113
その他	120
繰延税金資産小計	9,814
評価性引当額	△9,814
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
建物 (資産除去債務)	18
その他の有価証券評価差額	3
繰延税金負債合計	22
繰延税金負債の純額	22

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.64%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.43%
繰延税金資産に係る評価性引当等	0.34%
税効果を計上していない欠損金	△28.70%
法人税法上の税額控除	△0.54%
その他	0.37%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.54%

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)モード・エ・ジヤコモ	東京都港区	30百万円	物品販売事業	所有直接100%	資金の貸付	資金の貸付	90	関係会社長期貸付金	640

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社との取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。
 2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	日本観光免税(株) (注1)	東京都目黒区	444百万円	商業流通事業	被所有直接8.32%	不動産の賃借	店舗家賃(注2)	107	預け金 敷金及び保証金 (注3)	8 101
							敷金の追加	40		
							敷金償却	2		
							諸経費	5		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役社長羅怡文及びその近親者が議決権の74.9%を直接所有しております。
 2. 日本観光免税(株)への店舗家賃については、双方協議の上、契約等に基づき、計算された賃料を支払うものとしております。
 3. 日本観光免税(株)への敷金及び保証金については、双方協議の上、決定しております。なお、契約終了時の精算については、契約更新時の賃料改定や契約期間の長短による日本観光免税(株)の受取賃料等を総合的に勘案し、双方協議の上決定する事としております。
 4. 日本観光免税(株)との賃貸借契約の内容について変更しております。主な変更の内容は店舗家賃及び敷金の金額の改訂であります。
 5. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 74円77銭
 (2) 1株当たり当期純利益 12円97銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(合弁会社の設立について)

当社は平成27年12月25日開催の取締役会において、中国不動産最大手「緑地控股集团有限公司」(代表：張玉良)(以下「緑地グループ」)と共同で、「千葉ポートスクエア」(千葉県中央区問屋町)(以下「千葉ポートスクエア」)を取得・運営することを主目的とした合弁会社を設立することを決議し、下記のとおり設立いたしました。

(1) 設立の目的

当社は拡大する国内インバウンド市場をリードし、多様化するインバウンド顧客のニーズをいち早く捉え、様々な取組をしております。この度当社は、緑地グループと共同で、千葉ポートスクエアを取得・運営するための合弁会社を設立し、さらなるインバウンド市場の活性化にむけた取組を強化してまいります。

今回取得する予定の千葉ポートスクエアは、日本の玄関口である成田空港から40km、首都圏からも交通の便も良い場所に位置しております。また、ホテル棟や大型の商業棟をはじめ、駐車場も完備しており、訪日の外国人需要に対応が可能です。当該施設での出店形態は現時点では検討中ではありますが、当社の強みである多言語対応によるグローバル接客でお客様に心地よくお買い物いただける空間を提供し、メイドインジャパンの高品質で安心の商品を数多く取り揃え、海外のお客様に対して更なる「ラオックス」ブランドの形成を図ってまいります。

また、本プロジェクトは、緑地グループにおける日本国内不動産投資事業初の投資案件であるとともに、当社においても新規事業となり得る国内不動産事業の足がかりととらえ、緑地グループの豊富な不動産投資開発事業におけるノウハウを吸収することが期待できます。

(2) 合弁会社の概要

① 名称	緑地樂購仕投資有限公司 (GREENLAND AND LAOX INVESTMENT LIMITED)
② 所在地	中華人民共和國 香港特別行政区
③ 代表者の氏名	李 瑞忠 (LEE SIU CHUNG)
④ 事業内容	不動産投資、運営
⑤ 資本金	100万香港ドル
⑥ 設立年月日	平成28年2月19日
⑦ 事業開始日	平成28年3月(予定)
⑧ 決算期	12月31日
⑨ 当社の出資の総額	3,269百万円(予定)
⑩ 出資比率	35.0%

(自己株式の取得について)

当社は、平成28年2月18日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項及び当社定款第40条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施並びに株主への一層の利益還元を目的として、自己株式を取得するものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 2,500万株（上限とする）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.7%） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 3,000百万円（上限とする） |
| ④ 取得期間 | 平成28年2月18日～平成28年6月30日 |
| ⑤ 取得方法 | 市場買付 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月24日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 平 澤 優 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラオックス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載の通り、会社は、平成28年2月18日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月24日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 本 亮 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 澤 優 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラオックス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載の通り、会社は、平成28年2月18日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月26日

ラオックス株式会社監査役会

監査役（常勤）	芝	正	二	Ⓞ	
監査役（社外）	西	澤	民	夫	Ⓞ
監査役（社外）	上	村	明	Ⓞ	
監査役	華	志	松	Ⓞ	

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合、単元株式数の変更の件

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）を維持して当社株式を株主様に安定的に保有いただくために、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成28年7月1日をもって、平成28年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済み株式総数 (平成27年12月31日現在)	663,881,033株
株式併合により減少する株式数	597,492,930株
株式併合後の発行済株式総数	66,388,103株

※「株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済み株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社の株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成27年12月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
全株主	29,300名 (100.00%)	663,881,033株 (100.00%)
10株未満（1～9株）所有株主	133名 (0.45%)	308株 (0.00%)
10株以上所有株主	29,167名 (99.55%)	663,880,725株 (100.00%)

※上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様133名（所有株式数の合計308株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買い取り」の手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端株が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済み株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成28年7月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 (平成28年7月1日付)
970,000,000株	97,000,000株

(6) 株式併合の条件

平成28年3月25日開催予定の第40期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記

「2. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件と致します。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成28年7月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成28年3月25日開催予定の第40期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「2. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

第2号議案 定款の一部変更の件

(1) 定款変更の目的

①上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年7月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって附則を削除するものいたします。

②現行会社法では、取締役会設置会社が、自己の株式の買付けを市場取引において行う場合、または公開買付けにより行う場合、定款規定により株主総会の決議によらずに取締役会決議により行うことが出来ます（会社法165条2項）。これは会社が機動的に自己株式を取得できるように認められた手続きです。ついては当社においても、この手続を利用できるように現行定款に第8条（自己株式の取得）を追加するものであります。

③当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第29条（取締役の責任免除）及び第37条（監査役の責任免除）を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第29条及び第37条の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更を本総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>9億7000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>1000株</u>とする。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第29条 ① (略) ② 当社は会社法427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役責任免除) 第37条 ① (略) ② 当社は会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>9700万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第8条 <u>当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><以下1条ずつ繰り下げ></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第30条 ① (略) ② 当社は会社法427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役</u>ではない<u>取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役責任免除) 第38条 ① (略) ② 当社は会社法427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>附則</p> <p>(定款一部変更の効力発生日) 第6条、第7条の変更は、平成28年3月25日開催の<u>第40期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成28年7月1日をもって効力が発生するものとする。</u> なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</p>

(3) 定款変更の条件

平成28年3月25日開催予定の第40期定時株主総会において、「1. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件と致します。

4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

①取締役会決議日	平成28年2月26日
②定時株主総会決議日	平成28年3月25日(予定)
③株式併合の効力発生日	平成28年7月1日(予定)
④単元株式数変更の効力発生日	平成28年7月1日(予定)
⑤発行可能株式総数変更の効力発生日	平成28年7月1日(予定)

以 上

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ら い ぶん 羅 怡 文 (昭和38年4月29日生)	平成4年 東京池袋に中文書店を開店、中国語新聞『中文導報』を創刊 平成7年 中文産業株式会社創立 代表取締役就任 平成18年 上海新天地株式会社（現日本観光免税株式会社）設立、代表取締役就任 平成21年8月 当社代表取締役就任（現任）	一株
2	や の て る じ 矢 野 輝 治 (昭和33年2月7日生)	昭和55年4月 株式会社ダイエー入社 平成10年6月 株式会社ダイエーホールディングスコーポレーション財務経理企画部長就任 平成11年9月 株式会社レコフ入社 平成12年12月 インテグレーション・マネジメント株式会社取締役副社長就任 平成24年4月 当社入社管理本部本部長就任 平成25年3月 神田無線電機株式会社代表取締役社長就任（現任） 平成25年4月 当社執行役員就任（現任） 平成26年3月 当社取締役就任（現任） 平成26年11月 当社国内事業本部本部長就任（現任）	一株
3	おう てつ 王 哲 (昭和42年6月11日生)	平成15年9月 蘇寧雲商集团股份有限公司入社 営業管理センター常務副総監 市場計画管理センター副総監 営業本部購買及び電子ビジネス総監を歴任 平成21年6月 同社営業本部執行副総裁就任 平成21年8月 当社取締役就任（現任） 平成26年2月 蘇寧雲商集团股份有限公司商品経営本部執行副総裁就任 平成28年1月 蘇寧雲商集团股份有限公司営業本部副総裁（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	しょう ゆう 蔣 勇 (昭和46年7月15日生)	平成7年 江蘇蘇寧交家電有限公司入社 蘇寧電器販売管理センター副総監 チェーン発展センター総監を歴任 平成21年6月 当社チェーン発展本部執行総裁就任 兼 商業発展本部総監就任 兼 リーシング開発センター総監就任 平成21年8月 当社取締役就任 (現任) 平成28年1月 蘇寧雲商集団股份有限公司営業本部副総裁 (現任)	一株
5	はん ふえん 韓 楓 (昭和57年1月5日生)	平成17年1月 蘇寧雲商集団股份有限公司董事会秘書室秘書 平成17年8月 同社董事会秘書オフィス証券事務代表就任 (現任) 平成22年11月 当社取締役就任 (現任)	一株
6	す はら しん たろう 須原 伸太郎 (昭和45年9月29日生)	平成5年10月 監査法人トーマツ入社 平成8年4月 公認会計士登録 平成8年5月 須原公認会計士事務所開設 平成9年4月 株式会社マックヤンエリクソン入社 平成11年10月 株式会社エスネットワークス創業 代表取締役副社長就任 平成18年2月 税理士法人エスネットワークス代表社員 (現任) 平成20年4月 株式会社エスネットワークス 代表取締役社長 (現任)	一株
7	じょ ばい ばい 徐 蓓 蓓 (昭和56年11月29日生)	平成18年7月 江蘇世紀同仁弁護士事務所入所 平成26年7月 江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 須原伸太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・経営者としての豊富な経験及び識見をもとに、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。
3. 徐蓓蓓氏を社外取締役候補者とした理由は、中国弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の中国貿易及び中国E C事業の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役の西澤民夫氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
にしざわ たみ お 西澤民夫 (昭和18年6月17日生)	昭和41年4月 中小企業金融公庫入社 昭和60年4月 山一証券株式会社入社 同社より山一ユニベン株式会社へ出向 昭和62年11月 山一ユニベン・ロサンゼルス支店長 平成2年11月 山一ファイナンス・アメリカ・インク社長 平成4年6月 山一ファイナンス株式会社 投資コンサルタント部部长 平成10年2月 日本エスアンドティー株式会社設立 代表取締役(現任) 平成12年3月 中小企業総合事業団(現中小企業基盤整備機構)新事業支援部統括プロジェクトマネージャー 平成18年4月 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役 平成21年8月 当社社外監査役就任(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西澤民夫氏は社外監査役候補者であり、同氏を社外監査役候補者とした理由は他社での役員経歴を持ち、人格・見識・監督能力も申し分ないことから、社外監査役として大所高所からの助言・指導をいただくと判断し選任をお願いするものであります。同氏は現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって6年7ヶ月になります。
3. 西澤民夫氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員(現任)であります。
4. 社外監査役との責任限定契約の概要
当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社現行定款第37条に基づき西澤民夫氏と、会社法第425条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
・社外監査役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う。

株主総会会場ご案内

東京都港区新橋 6-17-21

住友不動産御成門駅前ビル 1F ベルサール御成門駅前

会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご来場ください。



都営三田線「御成門駅」 A4出口 徒歩1分
(お車でのご来場はご遠慮ください)